

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案公募実施要領

1 趣旨

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業を実施することに伴い、最も効果的・効率的に事業を実施することができる事業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委託事業の内容

- (1) 事業名：令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業
- (2) 事業期間：令和7年9月19日から令和8年1月31日まで
- (3) 業務内容：次に掲げるとおり。詳細は、令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案仕様書を参照のこと。
 - ① 徴収強化月間用ポスターの制作及び配布
 - ② 徴収強化月間周知用チラシの制作及び配布
 - ③ 徴収強化月間周知用のぼりの制作及び配布
 - ④ 公売会周知用のぼりの制作及び配布
 - ⑤ 個人住民税の納期内納付促進ポスター（強力マグネット式）
 - ⑥ 徴収強化月間のラジオコマーシャルの制作及び放送
 - ⑦ 個人住民税の広報アナウンス音源の制作及び配付
 - ⑧ 新聞紙面広告掲載
 - ⑨ インターネットを活用した広報
 - ⑩ 独自の企画による納期内納付、徴収強化月間、納税の猶予等の周知に関する広報

3 委託料

令和7年度予算の範囲内の額とする

（契約予定上限額：358万円以内（消費税及び地方消費税を含む。））

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、委託の対象となる業務に相当する実績があること。
- (3) 事業期間内に委託の対象となる業務を履行できる専門的な技術、手法、情報及び経験を有し、かつ、業務の実施体制が十分であること。
- (4) 委託の対象となる業務を確実に遂行できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成

16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。

- (7) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

5 委託業者の選定等

(1) 審査方法

委託業者の選定は、次のとおり行う。

① 書類審査

提出された企画提案書及び見積書について、審査員による評価を行って、上位3者を選考する。ただし、企画提案書の提出業者が3者以内の場合は、資格審査のみ行う。

② 企画提案競技会

書類審査で選考した3者について、企画提案競技（プレゼンテーション）を行う。

(2) 選定

企画提案競技の結果を踏まえ、総合的な観点から、最も効果的かつ効率的な業務の実施が可能と認められる者を選定する。

(3) 結果通知

① 書類審査の結果については、応募者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、応募者名、点数及び順位は非公開とする。

② 企画提案競技会の選定結果については、競技会参加者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、審査結果（得票数及び順位）については非公開とする。

③ 審査内容及び経過は非公開とする。

6 スケジュール

(1) 説明会

① 日 時：令和7年8月12日（火）10時から

② 場 所：沖縄県庁5階第1会議室

③ 申込期限：令和7年8月8日（金）13時まで

※ 説明会参加申込書を、申込期限までに事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班 担当：山内）あてFAXにて提出すること。

(2) 質疑応答

① 受付期限：令和7年8月18日（月）12時まで

② 質問方法：メールで事務局宛てに送付すること。件名は、「令和7年度県税

徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案（質疑）」とすること。

- ③ 回答方法：令和 7 年 8 月 19 日（火）までに税務課ホームページに掲載する（質疑内容及び回答のみ公表し、質疑者は非公開とする。）。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和 7 年 9 月 1 日（月）**12時必着**

- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書：事務局用 1 部（表紙に社名を記載、会社概要を添付。）

審査員用 5 部（表紙及び内部資料は全て社名を伏せる。）

イ 見 積 書：事務局用 1 部（宛名は沖縄県知事とし、社名及び代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。）

審査員用 5 部（社名は伏せること。）

※ 見積書は、企画提案書と別葉にすること。

ウ 誓 約 書：1 部 別添参照（様式 1 及び様式 1－2）

- ③ 提出方法：事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班）に、別添チェックリストと一緒に、直接提出すること。

(4) 審査会等

- ① 書類審査

ア 日 時：令和 7 年 9 月 2 日（火）から 9 月 4 日（木）まで

イ 結果通知：令和 7 年 9 月 5 日（金）13時

- ② 企画提案競技会

ア 日 時：令和 7 年 9 月 10 日（水）10時から

イ 場 所：沖縄県庁 5 階第 1 会議室

ウ 所要時間：プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分とする。

エ 結果通知：令和 7 年 9 月 11 日（木）

オ 企画提案書提出の際にはビデオ、音声テープ等の提出は不要だが、プレゼンテーションではそれらを利用してよい。ただし、プロジェクター及びスクリーン以外の必要な機材は各自で準備すること。

7 委託業者の決定について

審査会等において第 1 順位に選定された業者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議の上、具体的な内容及び費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

第 1 順位の業者と契約の締結に至らなかった場合は、第 2 順位の業者と同様の協議等を行い、契約を締結する。

8 契約について

- (1) 審査会により選定された受託候補者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容、費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

- (2) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第 101 条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

9 著作権

- (1) 本委託事業の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属し、沖縄県の許可を得ずに公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (2) 本委託事業の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利を侵害した場合には、受託者の責任と費用をもって処理することとする。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する経費及び参加申込に要する経費は、参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸般の事情等により変更することがある。
- (3) 企画提案は、1事業者当たり1件とする。

11 企画提案書等の提出及び問合せ先（事務局）

沖縄県総務部税務課 企画徴収班 担当：山内
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁5階）
電 話：098-866-2101
F A X：098-866-2709
E-mail：aa007005@pref.okinawa.lg.jp